第一号様式(第二条関係)(日本産業規格A列4番)

(第一面)

 認
 定
 申
 請
 書

 (新 築)
 / 増 築・改 築)

年 月 日

大津市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地 滋賀県守山市梅田町 15番

9号

申請者の氏名又は名称 橋本不動産株式会社 代 者 の 氏 名 代表取締役 橋本 達雄

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第2項 の規定に基づき、長期優良住宅建築 等 第3項

計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

' -	THAT TO SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SE										
		受	付	欄		認	定	番	号	欄	決 裁 欄
		年		月	日		年		月	日	
ſ	第				号	第				号	
Ī	係員氏名			係員氏名							

(注意)

- 1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
- 2. 法第5条第2項の規定に基づく申請にあっては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の 両者の氏名又は名称を記載してください。
- 3. 申請者(法第5条第2項に基づく申請にあっては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人) が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 4. 共同住宅等に係る申請にあっては、第三面を申請に係る住戸(認定を求める住戸)ごとに作成してください。

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項 [建築物に関する事項]

【1. 地名地番】滋賀県大海	津市坂本二丁目字長沢 881-1	.1
【2. 敷地面積】	121.61 m²	
【3. 工事種別】 ☑新築	□増築・改築	
【4.建築面積】	58. 83 m²	
【5. 床面積の合計】	101. 64 m²	
【6. 建て方】 ☑一戸建っ 【一戸建ての住宅の場合 【共同住宅等の場合: f	合:各階の床面積】 1階	戸
【7. 建築物の高さ等】 【最高の高さ】 8.1 【最高の軒の高さ】6.0 【階数】 (地上)	035m	階
【8. 構造】 木	造 一部	造
【9. 長期使用構造等に係る	る構造及び設備の概要】	※別添設計性能評価書による
【10. 確認の特例】 法第6条第2項の規定	による申出の有無 ☑無	□有
住宅の品質確保の促進等 又は第4項の規定により、 された確認書(住宅の品質	、その住宅の構造及び設備だ 質確保の促進等に関する法律 第1号に規定する別記第 11	2第5項の適用の有無】 法律第81号)第6条の2第3項 が長期使用構造等である旨が記載 地行規則(平成12年建設省令第 し号の4様式)若しくは住宅性能 3有

(第四面:法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

維持保全の期間:30年

維持保全の方法:別紙、維持保全計画書参照

定期点検実施予定者:橋本不動産株式会社(所在地:滋賀県守山市梅田町15番9号)

3. 住宅の建築に係る資金計画

建築に要する費用:約1700万円(税別)

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	
[建築に関する工事の完了の予定年月日]	年	月	日

5. 譲受人の決定の予定時期

年 月

(注意)

- 1.3欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
- 2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

維持保全計画 (30年間)

		点検部位	主な点検項目	点検の時期(竣工時より)	定期的な手入れなど	更新・取替の 時期、内容
	基礎	コンクリート基礎立上り	ひび割れ、欠損、沈下、錆、蟻道 など	10年点検 20.30年(自主点検)★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
構	土台	土台	基礎からのずれ・浮き、断面欠損 腐朽・蟻害など	5年点検 10~30年(自主点検)★	5年で防腐・防蟻処理	建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
造躯	床組	大引、床版、鋼製束	腐朽・蟻害、傾斜、たわみ、床鳴り 振動など	10年点検 20.30年(自主点検)	大引き5年で防腐・防蟻 処理	建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
体	1 田田 金口	柱、間柱、筋かい、耐力壁 パーティクルボード、胴差	傾斜、断面欠損、腐朽・義外など	10年点検 20.30年(自主点検)★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	小屋組	垂木、母屋、棟木、小屋束	雨漏りなどの跡、小屋組接合部の割れ	10年点検 20.30年(自主点検)★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
屋根	屋根	彩色スレート	ずれ、はがれ、浮き、割れなど	2年点検 10.20.30年(自主点検)	10年ごとに塗替検討	30年で全面葺替を検討
作 • 外	外壁	窯業系サイディング	割れ、欠損、はがれ、シーリング材の破断など	2年点検 10.20.30年(自主点検)★	110年でトッフ フートルア枠	20年で全面補修を検討 30年で全面貼替を検討
壁	雨樋	雨樋	破損、詰まり、はずれ、ひび 軒樋の垂れ	2年点検 10.20.30年(自主点検)		20年で全面取替を検討
開	軒裏	軒裏天井	腐朽、雨漏り、はがれ、たわみ ひび割れ	2年点検 10.20.30年(自主点検)★		30年で全面取替を検討
部等	開口部	屋外に面する開口部	サッシの周囲の隙間、サッシの開閉不良など	2年点検 10.20.30年(自主点検)★	10年ごとに金具等交換	30年で全面取替を検討
	ハ゛ルコニー	FRPバルコニー、アルミバルコニー	塗装剥げ、ひび割れ、腐朽 破損など	2年点検 10.20.30年(自主点検)★		不具合発見次第補修を 検討
設備	配管設備	給水管·給湯管	漏水、赤水、給水流量の不足など	2年点検 10.20.30年(自主点検)★	10年ごとに補修水漏れは直ちに補修	20年で全面取替を検討
備		排水管	漏水、排水の滞留	2年点検 10.20.30年(自主点検)★	10年ごとに補修 水漏れは直ちに補修	20年で全面取替を検討

留意事項など

- ○★印については、地震時や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。
- ○各点検において、劣化の状況等に応じて適宜維持保全の方法について見直すものとする。
- ○長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。
- ○点検の結果をふまえ、必要に応じて調査・修繕または改良を行うものとする。

委 任 状

【代理人】

【資格】 (一級)建築士(大臣)登録第 193314号

【氏名】 赤松 信広

【建築士事務所名】(一級) 建築士事務所(滋賀県) 知事登録第(へ) 第1378号

橋本不動産株式会社一級建築士事務所

【郵便番号】 524-0037

【所在地】 滋賀県守山市梅田町15番9号

【電話番号】 077-583-2300

上記の者を代理人と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続きを委任する。

【1. 地名地番】 滋賀県大津市坂本二丁目字長沢881-11

【2. 主要用途】 一戸建ての住宅

【3. 工事種別】 新築

【4. 委任事項】 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく設計及び

申請手続に関する一切の権限

令和 5 年 10 月 19 日

【氏名のフリカ゛ナ】 バシモトフト゛ウサンカフ゛シキカ゛イシャ タ゛イヒョウトリシマリヤク バシモト タツオ

【氏名】 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄 印

【郵便番号】 524-0037

【所在地】 滋賀県守山市梅田町15番9号

【電話番号】 077-583-2300